

(資料論文)

宮城県における優生保護法の運用とその背景

日本精神神経学会法委員会委員 岡崎伸郎

宮城県における優生保護法の運用とその背景

要旨

宮城県において1965（昭和40）年をピークとして、全国でも突出して多い優生手術が行われた背景要因について文献的に調査した。入手できた資料からは、当時創立された社会福祉法人宮城県精神薄弱児協会が主導し、地元の政・財・官・メディア・医療・教育・福祉を網羅した「オール宮城」体制のもとで、優生思想の普及と優生手術の促進のための県民運動が展開されたこと、同時期に設置された県営の優生保護相談所附属診療所が精力的に優生手術を行ったこと、当時の県議会での質疑もこうした施策を後押ししたこと、等が浮かび上がった。

一方、こうした社会的潮流の中で、地元の精神科医ないし精神科医療業界が、制度運用の実務の担い手という役割以上に、自らの積極的、主体的判断によって制度の推進に寄与したのかどうかについては、関連する資料を見出すことができなかった。

はじめに

優生保護法（1948年～1996年）に基づく強制不妊手術は1950年代から1970年代半ばを中心に全国で行われたが、その件数は都道府県によって差が大きい。最多は北海道、次いで宮城県であり、このふたつの道県が全国でも突出して多い。ただし宮城県においては手術件数の推移が全国の傾向とは異なる。すなわち手術のピークが全国では1955（昭和30）年であるのに対して、宮城県では1965（昭和40）年と約10年遅くなっており、この間、先に減少に転じた北海道を抜いて年間手術件数で全国最多になっている。

厚生労働省の衛生統計によれば、宮城県では法施行期間内に1,406件の優生手術が実施された。同県が保存している優生手術台帳には、1963（昭和38）年度から1986（昭和61）年度までの優生手術に関する情報が記載され、859人分の手術実施が確認されている。

本論では、当時の資料から宮城県における優生思想普及の実態を振り返り、強制不妊手術を推進することになったこの県に特有の背景要因を探る。

1. 宮城県精神薄弱児福祉協会の設立と“愛の十万人県民運動”

1956（昭和31）年12月11日、宮城県内で当時唯一の精神薄弱児入所施設であった「亀亭園」（仙台市長町）が火災で焼失し、約50人の入所者のうち3人が死亡した。施設は公費の補助によってゆくゆくは再建される見込みであったが、それを待たずに、広く県民から資金を募る運動が火災から2ヶ月足らずのうちに起こった。そしてこれが1957（昭和32）年2月12日、社会福祉法人宮城県精神薄弱児福祉協会の設立に結実したのである。

設立趣意書には、協会の目的として4つの柱があげられている。

- ・ 県民のなかに精神薄弱児をしあわせにする考えをひろめる
- ・ 精神薄弱児のいろいろな施設を整備してやる

- ・特殊教育をもり上げる
- ・優生保護の思想をひろめて県民の素質をたかめる

このうち4つ目が優生思想の普及に直接関係するので、その説明の全文を掲載する5)。

そこでいよいよ最後の仕事にきました。それは遺伝性の精神薄弱児を増やさないという優生手術の徹底です。どこの町でも、村でも、親のどちらかが、あるいは両方が精神薄弱で、しかも六人も七人もある子どもがみな精薄であって、生活扶助のやっかいになっている家庭があります。知恵が遅れているのですから、満足な生活技術をもっておりません。けっきょく国民の税金で生活を保護してやるほかはありません。

周知のように、受胎調節や家族計画の思想が普及して、県の人口はだんだん増加の速度を落しております。それなのに精薄の家庭は全然へっておりません。悪貨が良貨を駆しておるのです。このままで過ぎていたら宮城県民の質はだんだん低下していくでしょう。

県内の精薄児童三万、その原因のうち、日本、特に東北では、七割が遺伝性のものに考えられます。先進国の場合では、相当な手がうたれていますから、遺伝性精神薄弱は約三割とみられています。ですから、県内でみても、遺伝性精薄児童は、約二万一千、平均三人の子どもが一家族にあるとすれば、七千家族、この大部分は生活扶助家庭とみられます。

こう考えますと、遺伝性の場合、その両親と子ども、後天性の場合はその精薄の子どもに対して、子どもが生まれないように優生手術をする必要があります。それが、その親と子どものしあわせです。

しかし、へたをすると、これは人権の侵害になります。ですから、これをやるためには精神薄弱児に対する愛の思想が県民のなかにもり上がって、人間が人間を愛していくというヒューマンイズムの土台の上で、この仕事が行われなければなりません。

この仕事はいま、どこの県でも手をつけようと考えながら、前に申したようなさまたげがあって徹底的にやることができないでいるのです。宮城県百年の大計として、民族の再建を考えるなら、どうしてもやらなければならない仕事です。

このように力説している。そこには「いわゆる逆淘汰による国民の資質の劣化を防ぐ」という優生思想が色濃く顕れており、その具体策として優生手術の促進が必要不可欠であるとの考え方が強く打ち出されていると言えよう。そして趣意書は以下のように結んでいる。

私たちの心からのねがいは、四つの仕事を、県民の下からもり上がった愛の運動として、純然たる民間の協力でやりとげたいと思うのです。

十万人のお父さま、お母さま方が、小さい浄財を出し合って、この「宮城県精神薄弱児福祉協会」の会員になって下さるならば、たやすくできる仕事なのです。そしてこれは、日本でも最初の、人間愛にもとづく県民の大きな運動であります。

優生思想の普及とそれによる優生手術の推進を大きな目的のひとつとしたこの県民運動

は“愛の十万人県民運動”と名付けられた。そして県民1人が1口100円で入会し、会員10万人で基金1千万円を集めるという目標が掲げられたのであった。

運動開始から5年目の達成状況について、以下のように報告されている4)。

	目標額 (円)	入会状況 (円)	今後の活動目標額(円)
仙台市	2,000,000	1,279,404	720,596
宮城県 (仙台市以外)	8,180,150	6,397,501	1,782,649
計	10,180,150	7,676,905	2,503,245

(“愛の十万人県民運動”のあゆみ)

◆協会役員名簿

宮城県精神薄弱者福祉協会設立時の役員名簿は以下の通りである6) (肩書のみ記す)。

(会長)

東北電力社長

(副会長)

宮城県肢体不自由児協会会長

宮城県地域婦人団体連絡協議会会長

宮城県教職員組合委員長

(理事)

宮城県PTA連合会長

宮城県高校PTA連合会長

宮城県特殊教育研究会会長

宮城県小学校長会会長

宮城県社会福祉協議会理事

宮城県手をつなぐ親の会会長

宮城県医師会会長

宮城県社会福祉協議会事務局長

宮城県地域婦人団体連絡協議会役員

宮城県教職員組合教文部長

(顧問)

宮城県知事

宮城県民生労働部長

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員
衆議院議員
衆議院議員
衆議院議員
衆議院議員
衆議院議員
参議院議員
参議院議員
宮城県議会議長
宮城県精神障害者救護会理事長
仙台市長
河北新報社会長
仙台中央放送局（現在の NHK 仙台支局）長
宮城県社会福祉協議会会長
宮城県教育委員会委員長
宮城県教育委員会教育長
東北大学医学部教授（精神医学）

この役員名簿を見てもわかる通り、協会の設立と“愛の十万人県民運動”が、政・財・官・メディア・医療・教育・福祉を網羅した「オール宮城」体制のもとで推進されたと言ってよい。

ちなみに顧問に並ぶ衆議院議員 9 名と参議院議員 2 名とは、当時の宮城県選出の国会議員すべてであり、保守系・革新系の別なくこの運動に賛同していたことがわかる。

また顧問には当時の東北大学医学部精神科教授が名を連ねている。この職分が地元の精神医療界に大きな影響力をもっていることは、この時代には衆目の認めるところであった。ただしこの教授が教室の門下生や地元の精神科医らに対して優生手術の申請を促進するための具体的な働きかけを行っていたかどうかは、資料がないためわからない。

2. 宮城県の施策

国家賠償請求が提訴されて社会的関心が強まった 2018（平成 30）年に、県が議会保健福祉委員会に提出した資料 1）によると、県はいわゆる機関委託事務として、優生保護法に基づく以下の事務を執行していた。

- （1） 優生保護相談所を設置して優生保護に関する相談、普及向上等に当たった。相談所は、中央優生保護相談所（1962（昭和 37）年度～1976（昭和 51）年度）のほか、各保健所に 1996（平成 8）年度まで附置されていた。
- （2） 優生保護審査会を設置して手術の適否を審査した。審査会は医師、民生委員、裁判

官、検察官、関係行政庁の官吏又は吏員、その他の学識経験者の中から知事が任命した10名以内で構成。

- (3) 中央優生保護相談所に附属診療所（通称「愛宕診療所」）を設置して優生手術の実施に当たった。
- (4) 優生手術に関する費用は、国庫負担の下で、県予算に計上して支弁した。

このうち(3)の中央優生保護相談所附属診療所（通称「愛宕診療所」）の前身は、終戦後に米軍が駐留していた影響で女性の中に蔓延した性病の治療や中絶手術を行うために県が設置していた愛宕病院である。その後米軍の撤収とともに患者数が減少したことによって規模が縮小されたところに、優生手術という役割を新たに担わされて、中央優生保護相談所附属診療所として改組されたのであった。

県の文書2)によれば、同診療所は仙台市越路（当時）にあり、1962（昭和37）年6月5日から1972（昭和47）年10月23日まで存続した。診療科目は産婦人科と泌尿器科であるが、「優生保護法第4条と12条による手術のみ。一般外来は行わない」との但し書きが県の文書に残されており、優生手術に特化した県営の医療機関であったことがわかる。病床数は7床。職員は医師1名、看護婦（当時）2名、助産婦（当時）1名であり、その後看護婦が若干名増員された時期もあったようである。診療所長はある産婦人科医が一貫して勤めていた。

次項に述べる当時の県議会における県衛生部長の答弁からもわかるように、当時この診療所では県下の年間優生手術件数の約8割が行われており、精力的に役割を果たしていた。また診療所長は、県外での講演等で優生思想および優生手術の普及にも努めていたことが別の記録に残っている。

「愛宕診療所」をめぐる経緯については当時の県議会の質疑で詳しく取り上げられており、次項で述べる。

3. 宮城県議会の動向

前述の「愛の十万人県民運動」のあゆみが刊行された1962（昭和37）年の県議会定例会の一般質問で、優生手術の運用体制についての質疑が行われたことが議事録からわかる。該当部分を以下に抜粋する3)。

宮城県議会 昭和37年9月定例会（第103回）会議録（抜粋）

昭和37年10月3日

◆ 四十六番（斎藤莊次郎君）

（初めから途中まで略）

それから衛生部に関係しますが、去る九月十日の日に私ども文教厚生常任委員一行が、愛宕診療所を見ました。しかしなんとなく影のうすい感じがしたのであります。愛宕病院は開設以来いろいろ変遷が

ありまして、昭和三十二年に売春法施行と同時に、病室の一部を婦人相談所に提供し、診療所に縮小しましたが、それでも所長以下十二名の職員で経営し、昭和三十六年度において患者六千九百五十五人もあり、収入も二百四十万円を上げて、逐年利用度を増す傾向が見えておつたのであります。それに婦人がお産をするにしても、市の病院の半額ですむので、低所得者に非常に喜ばれておつたのであります。ところが今年五月突如として診療所を廃して、中央優生保護相談所附属診療所として医師、事務職員を半減して、優生手術を取扱うことになつたのであります。部長はこの診療所を改革するにあたりまして、事前にもつと部下職員の戸も聞き、納得のいくまでよくはかり、機構改革すべきでなかつたかと思うのであります。こういう点遺憾に思うのであります。なお、地元の人たちから従来のまま診療所をお願いしてもらいたいという陳情書も出ておりますが、時期を見て衛生部では前に復活する意思あるかどうか、また現在半減された職員をもつて、優生保護診療所の仕事を、宮城県には優生保護を受ける人は二万人もあるといいますが、そういう大へんな仕事があるのであります。現在のようなわずかな人で、本当にこの優生保護施設の仕事をできるかどうかということも、衛生部長さんにお尋ねしたいのであります。(以下略)

◆知事（三浦義男君）

齋藤君の御質問に対してお答えを申し上げます。

(途中略)

それから愛宕病院の問題でございましたが、これは御承知のようにこの二十五年の七月に性病予防法に基づく性病院として設置されたのであります。これは外国部隊が撤退したこと、また売春法の施行に伴いまして、売春常習者が減ることから、愛宕病院の利用者が急激に減つて参りまして、そういうようなことでございましたので、同病院を診療所に縮小いたしましたわけでございます。この診療所には性病科のほかに産婦人科、泌尿科というようなものを設けまして、性病についての診療を受けられるようにしたのであります。その受けられる数もだんだんと減つて参りまして、はなはだしいときには一日一、二名というような状態にもなりましたので、この性病診療所を本年の四月にこれを廃止したのでございます。ただこれに対して性病対策として、しからばどうかということでもございましたが、これは御承知の代用病院というのが全県下に三十九もございます。そこでその御用を務める、特に仙台には二カ所もございますので、そこで御用を承つてもらいたいというつもりで、実は廃したのでございましたが、そういうことで廃止いたしますと同時に、名称を改めて引き続き中央優生保護相談所及び付属診療所として発足したのであります。従いましてこの診療内容等につきましては、従来の事業そのまま継承しております部分もございますので、優生保護行政上は私は支障がないものと思っておりますが、しかしこれは今後の事業の実績等も勘案をして、職員及び機動力の増強には努めて参らなければならないものと存じております。

宮城県議会 昭和 37 年 9 月定例会（第 103 回）会議録（抜粋）

昭和 37 年 10 月 4 日

◆ 五十三番（高橋富士男君）

(初めから途中まで略)

最後に、これも斎藤議員の関連質問になるのでございますが、中央優生保護相談所付属診療所に関する件についてお伺いいたします。なぜ私はこれをさらに取り上げたかと申しますと、昨日の知事さんの答弁で、理解ある態度で職員を増加し、機動力をましてやりたいというお言葉があつたのでございますが、その話の中に一つ二つ、たとえばこういうことです。具体的に例を上げますと、終戦後売春禁止法が設けられるようになってから、だんだんだんだん診療所に患者さんが少なくなつて、日に一、二名しかなくなつた、そういうことを聞いたのでございますが、そうではないのであります。そこで私は、これはどうもあまりちつちやいものですから、中央優生相談所に対する見方が非常に軽く見られては大へんだと、こういう観点から、私は特に強調したい点がございまして、あらためて取り上げたのでございます。

第一点は、社会を明るくするためにも、民族素質の劣悪化防止の立場からも、優生保護法の立法の趣旨から考えましても、愛宕診療所を形だけ整えるというだけではなしに、これを強化していただきたいのでございます。一体宮城県内における遺伝性の精神病患者、白痴、そういった優生保護の対象となるものは最低で県内人口の一・五%から二%であると専門家は申しておりますから、二万四千人から三万六千人くらいいるのでございます。ところが診療所で今手術をする者は年間に七十名でございまして、ですから、十年間かかつて七百人、五十年間かかつて三千五百名しかできないのでございます。そうしますというと、今現在二万四千から三万五千、そういった数でございまして、そのうちの五十年かかつて十分の一しかやれない、しかもその間に子供がどんどんふえる、こういうような状態では、どうにもならないのじやないかと思ひます。生まれて来た子供は、昔だつたらこれは自然淘汰されます。少し白痴であつたり、ばかだつたりしますというと、これはいろいろなものをむちやくちや食べたり、そうして自然淘汰されたのでございますけれども、今日では人権尊重の世の中でございまして、どんな白痴の方でも人間として尊重しなければなりません。ですから特殊学級を作つたり、あるいは亀亭園を設けたり、旗立の施設で大事に余生を送らしたりしているのでございます。ところがこういう子供たちが各家庭にいる場合には、その各家庭は暗い生活を送りながら、この子供たちを見守つていまして、しかも現状のままでは、このこそくなやり方ではふえとも決して減少はいたしません。民族の将来を考えましたときに、まことに寒心にたえないものがあるのでございます。しかもこの手術の費用は一切これは厚生省からただで来るのであります。ただやつてくれるのでございます。費用は厚生省が持つてくれるのでございます。しかもその手術の期間というものは、男は五日間、女は一週間の短期間で治療ができるのであります。県では施設を整えて、そうして職員をちよつとふやせば、もう少しそれに熱意を加えれば、二倍、三倍の実績は立ちどころに上がるのでございます。しかるに現在たつた五名でやつております。どうにも動きがつかない。お医者さんの所長さんが地方に出かけて勧誘に行くというと、こちらの患者をなげつ放しにして行かなければならない、所長室のお医者さん一人、看護婦三人、事務長兼事務職員小使のような人が一人、この五人ではどうにも動きがとれない、こういう形だけのものにしてしまつたのがこの五月からでございまして。私はもう少しこの問題について真剣に民族の劣悪化を防ぐ、そういう立場に立つて、さらにまた各家庭の明るい家庭を、県民の家庭を作る、そういう新しい観点のもとに立つてこの問題に対してお考えを願ひたいと思うのでございます。(中略)

政治は愛情だと思うのでございますが、私は知事の積極的な対策を一日も早く立てられまして、建物の一隅に追いやられた、ひさしを貸しておもやをとられたというような実態がここにも見られるのでございますが、単なる形だけのものではなくて、これは小さいけれども重大な機関だということを、知事さん初め衛生部の方々に深く認識をしていただいて、この問題を緊急に処置せられんことをお願いしたいのでございます。事は一診療所でございますけれども、その根ざすところは深く広いと思うのでございますが故に、再び登壇させてまことに申しわけございませんけれども、知事さん並びに部長さんの御所見を承りたいと存じます。

◆知事（三浦義男君）

高橋富士男君の御質問に対してお答えいたします。（中略）

次の愛宕病院の問題、これは私昨日斎藤君の御質問に対してお答えをした節もでございますし、ただいまはまた数字をあげてのいろいろの御質疑がございましたので、これは衛生部長の方からお答えをさせることにいたします。昨日申し上げたことは、今日も私が申し上げるのと同じだとご承願したいと思います。

◆衛生部長（伊吹皎三君）

愛宕診療所の問題についてお答えいたします。

昨日知事から御答弁がありましたように、売春防止法が施行されましてから同病院の性病の部門が非常に扱い方が少なくなりまして、昨年一年間で一千四百名ばかりの性病の患者を扱っております。これが一日にいたしますと大体三、四人というような勘定になるわけであります。一方一般の患者でございますが、分娩が九十五人ございました。それから妊娠中絶が二百四十名ばかり、あとはその他の患者となっております。一応性病病院としてのあまりに患者の数が少ないものでございますから、代用病院を市内に置きまして、経費の軽減をはかろうという考えも持ったのであります。それからまた、先ほどお話しにありましたように、母子愛育会を何とかしてもつと強化いたしたいと考えておりましたが、諸種の事情でなかなか実現できません。一方優生手術が、先ほどのお話しのように非常に重大化して参りました。県内で年間大体百名近くの優生手術が行なわれますが、このうちの八割くらいが愛宕診療所で行なわれております。私らは今後ともこの優生問題に重点を置きまして、同病院の機能も発揮させ、またそれに対するいろいろな措置も講じまして、十分使命を果たしたいと、このように考えておりますので、何分よろしく御承願したいと思います。

県議会でのこの質疑が行われた翌年の1963（昭和38）年から、宮城県では優生手術の件数が急増し、1965（昭和40）年にピークを迎えることになる。これは、宮城県中央優生保護相談所附属診療所が開設されて、精力的に優生手術を行った時期とほぼ重なる。このことから、県議会において優生手術の促進を求める質問がなされ、県知事や県幹部が前向きに対策を講じる旨の答弁を行ったことの意味は大きいと推測される。ただし議会の質疑を受けて県当局が地元医療業界や障害者施設に対して何らかの具体的働きかけを行ったことを裏

づける資料は見つかっていない。

4. 考察

宮城県において1965（昭和40）年をピークとして、全国でも突出して多い優生手術が行われたが、その背景として以下の要因が直接的間接的に関係していることが推測される。

- ① 1957（昭和32）年に創設された社会福祉法人宮城県精神薄弱児福祉協会が、優生思想の普及と優生手術の促進を主要な目的に掲げた県民運動“愛の十万人県民運動”を、政・財・官・メディア・医療・教育・福祉を網羅した「オール宮城」体制のもとで展開したこと。
- ② 1962（昭和37）年に設置された県営の宮城県中央優生保護相談所附属診療所が、精力的に優生手術を行ったこと。
- ③ 1962（昭和37）年の宮城県議会において、優生手術を行う体制の整備促進を求める質問とそれに前向きな考え方を示す県当局の答弁が行われたこと。

おわりに

今回入手することのできた資料から、ある時期の宮城県において優生手術の件数が突出して多かった背景として、地元の政・財・官・メディア・医療・教育・福祉を網羅した「オール宮城」体制のもとで、優生思想の普及と手術実施体制の整備が精力的に行われたことが浮かび上がった。

そうした社会的潮流の中で、地元の精神科医ないし精神科医療業界が、制度運用の実務の担い手という役割以上に、自らの積極的、主体的判断として制度の推進に寄与したのかどうかについては、関連する資料を見出すことができなかった。

文献

- 1) 宮城県：旧優生保護法の基づく優生手術について。宮城県保健福祉委員会配布資料。2018
- 2) 宮城県：宮城県中央優生保護相談所附属診療所文書。編集復刻版 優生保護法関係資料集成（松原洋子編）第3巻。六花出版，東京，p123，2019
- 3) 宮城県議会：昭和37年9月定例会（第103回）会議録
- 4) 社会福祉法人宮城県精神薄弱児福祉協会：“愛の十万人県民運動”のあゆみ。編集復刻版 優生保護法関係資料集成（松原洋子編）第3巻。六花出版，東京，p170-171，2019
- 5) 社会福祉法人宮城県精神薄弱児福祉協会：宮城県精神薄弱児福祉協会趣意書—ちえおくれの子をしあわせにするしごとのかんがえ—。編集復刻版 優生保護法関係資料集成（松原洋子編）第2巻。六花出版，東京，p134-137，2019
- 6) 社会福祉法人宮城県精神薄弱児福祉協会：社会福祉法人宮城県精神薄弱児福祉協会役員名簿。社会福祉法人宮城県精神薄弱児福祉協会1957年度事業報告書。1957